

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十二号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第二条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

第二条の見出しを「（保存期間に係る本人確認情報の利用）」に改め、同条中「別表」を「別表第二」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保存期間に係る本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等）

第四条 法第三十条の八第二項の規定により条例で定める知事以外の執行機関及び同項の規定により条例で定める事務は、別表第三のとおりとする。

2 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信することによって行うものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（保存期間に係る本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等）

第二条 法第三十条の七第四項第二号の規定により条例で定める区域内の市町の執行機関（以下「県内の市町の執行機関」という。）及び同号の規定により条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

2 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による保存期間に係る本人確認情報（同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報をいう。以下同じ。）の県内の市町の執行機関への提供（同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信することによって行うものとする。

別表中「第二条関係」を「第三条関係」に改め、同表第七号中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に改め、同表中第十一号を第十三号とし、第

八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第三十二条の七第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

九 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第九条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表に次の一号を加える。

十四 佐賀県育英資金貸与条例（昭和三十六年佐賀県条例第九号）に基づく資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。

〔別表第三（第四条関係）〕

知事以外の執行機関	事務
監査委員	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
人事委員会	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条の二第一項の規定による不服申立ての受理、その不服申立てに係る事実についての審査又はその不服申立てに対する応答

附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）

県内の市町の執行機関 佐賀県事務処理の特例に関する条 例（平成十二年佐賀県条例第二号） 第二条の表第一号の下欄に掲げる 市町の長	事務 法別表第五第一号に掲げる事務
--	----------------------

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(保存期間に係る本人確認情報を提供する 県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第二条</b> 法第三十条の七第四項第二号の規定により条例で定める区域内の市町の執行機関(以下「県内の市町の執行機関」という。)及び同号の規定により条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による保存期間に係る本人確認情報(同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報をいう。以下同じ。)の県内の市町の執行機関への提供(同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p>(保存期間に係る本人確認情報の利用)</p> <p><b>第三条</b> 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第二のとおりとする。</p> <p>(保存期間に係る本人確認情報を提供する 知事以外の執行機関等)</p> <p><b>第四条</b> 法第三十条の八第二項の規定により条例で定める知事以外の執行機関及び同項の規定により条例で定める事務は、別表第三のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定める</p>	<p>(本人確認情報の利用)</p> <p><b>第二条</b> 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表のとおりとする。</p>

改正後

ところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信することによって行うものとする。

第五条～第十三条 略

別表第一（第二条関係）

県内の市町の執行機関	事務
佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）第二	法別表第五第一号に掲げる事務
条の表第一号の下欄に掲	
げる市町の長	

別表第二（第三条関係）

一～六 略

七 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。以下この号において「法」という。）

に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第三十二条の七第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

九 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十

四号。以下この号において「法」という。）

に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ

改正前

第三条～第十一条 略

別表（第二条関係）

一～六 略

七 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>の申請に対する応答          ロ 法第九条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査          十〇十三 略          十四 佐賀県育英資金貸与条例（昭和三十六年佐賀県条例第九号）に基づく資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>	<p>八〇十一 略</p>
<p>別表第三（第四条関係）</p>	
<p>知事以外の執行機関          監査委員          人事委員会</p>	<p>事務          地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答          地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条の二第一項の規定による不服申立ての受理、その不服申立てに係る事実についての審査又はその不服申立てに対する応答</p>